

各位

株式会社 富山第一銀行

## 「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みに関するお知らせ

富山第一銀行(頭取 野村 充)は、政府・産業界・金融界で取組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」対応の一環として、「手形・小切手の最終振出期限の設定」をするとともに、「他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付」を終了させていただきます。

2026年10月1日(木)より、同日以降振り出された手形・小切手の当座勘定からの支払と、他行を支払地とする手形・小切手の預金入金はできなくなります。

手形・小切手をご利用のお客さまにおかれましては、法人向けインターネットバンキング<ファースト>ビジネス Web でのお振込み、「ファーストでんさいネット」での電子記録債権への移行をお願い申し上げます。

## 1. 手形・小切手の最終振出期限の設定

最終振出期限	2026年9月30日(水)
内容	最終振出期限以降に振り出された手形・小切手は、当座勘定からの支払ができません。

## 2. 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了

受付終了日	2026年9月30日(水)
内容	当行以外(他行)を支払地とする手形・小切手の預金入金(※)の受付を終了します。 ※取立扱いは受付可能ですが、決済する金融機関が振出期限を設定している場合、振出期限を超過した手形・小切手は決済されません。

## 「電子化」のメリット

紙の手形を電子記録債権(でんさい等)に、紙の小切手をインターネットバンキングによる振込やクレジットカードでの決済に移行することで、支払企業と受取企業の双方に以下のメリットがあります。



## 3. 関連するSDGs目標



以上

【本件に関するお問い合わせ先】

事務統括システム部 TEL:076-433-1205

# 手形・小切手の全面的電子化に向けたスケジュール



(※1) 支払地の金融機関が振出期限を設定している場合、振出期限を超過した手形・小切手は決済されません。